

第2章 食の安全の確保と「食」と「農」の結びつきの強化

1 食料自給率向上に向けた取組

(1) 概要

2008年度の食料自給率（カロリーベース）は2年連続で上昇

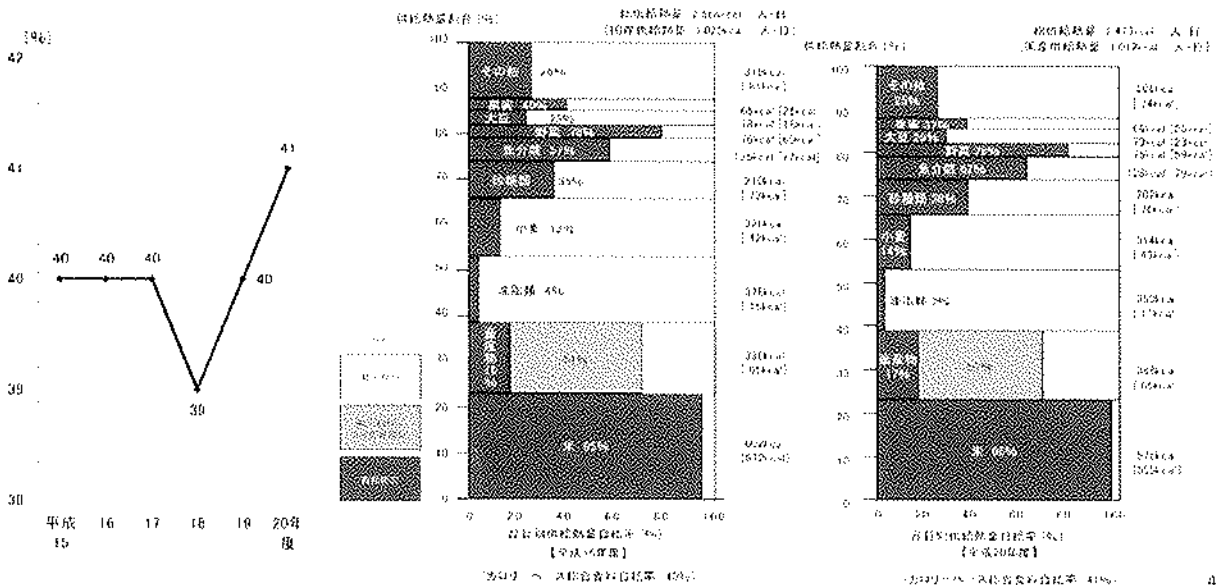
我が国の食料自給率は、カロリーベースで見ると平成15年度（2003年度）から平成19年度（2007年度）までは39～40%で横ばいで推移しています。平成20年度（2008年度）については、国内産糖（さとうきび）及び大豆の生産量が増加したことや、国際価格の高騰により一部農産物の輸入量が減少（特にチーズと大豆油の原料大豆の輸入量が減少）したことなどにより、1ポイント上昇し、41%となっています（図Ⅱ-2-1）。

なお、平成22年（2010年）3月に策定された新たな「食料・農業・農村基本計画」においては、平成32年度（2020年度）の食料自給率目標は国際情勢、農業・農村の状況、課題克服のための関係者の最大限の努力を前提として、カロリーベースで50%まで引き上げることとしています。

図Ⅱ-2-1 我が国の食料自給率の推移

【カロリーベースの食料自給率の推移】

【平成15年度と平成20年度の比較】



(2) 地域段階での取組

食料自給率向上に向けた地方公共団体に対する取組を促進するため、農政局においては、平成17年（2005年）6月に「中国四国農政局食料自給率向上推進本部」を設置するとともに、管内各地の優良事例の把握・紹介や農政局ホームページに「よくわかる食料自給率」を掲載しています。また、「我が国の食料自給率について」のリーフレットを作成し、農政局各部・農政事務所が主催する各種イベントで配布・説明を行うなど食料自給率向上の普及啓発活動に利用しています。

（３）県段階における食料自給率目標の設定

管内の岡山県、広島県、山口県、徳島県及び香川県では、それぞれ食料自給率の目標を定め、また、目標達成に向けた活動とその成果を検証するなど、食料自給率向上のための着実な取組を展開しています。

ア 岡山県

○食料自給率の目標を設定している計画等の名称

「21 岡山農林水産プラン（平成 21 年 2 月）」

・食料自給率（供給熱量ベース）の目標

平成 25 年度（2013 年度） 45% ← 平成 18 年度（2006 年度）時点 39%

イ 広島県

○食料自給率の目標を設定している計画等及び名称

「広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画（平成 18 年 3 月）」

・食料自給率（供給熱量ベース）の目標

平成 27 年度（2015 年度） 24% ← 平成 16 年度（2004 年度）時点 23%

ウ 山口県

○食料自給率の目標を設定している計画等及び名称

「やまぐち食料自給率向上行動計画（平成 21 年 7 月）」

・食料自給率（生産額ベース）の目標

平成 24 年度（2012 年度） 70% ← 平成 17 年度（2005 年度）時点 54%

エ 徳島県

○食料自給率の目標を設定している計画等及び名称

「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画（平成 21 年 3 月）」

・食料自給率（供給熱量ベース）の目標

平成 24 年（2012 年） 50% ← 平成 17 年度（2005 年度）時点 45%

オ 香川県

○食料自給率の目標を設定している計画等及び名称

「香川県食料自給率向上プラン（平成 21 年 3 月）」

・食料自給率（供給熱量ベース）の目標

平成 22 年（2010 年） 38% ← 平成 18 年度（2006 年度）時点 36%

2 食の安全と消費者の信頼の確保に向けて

(1) 食品の安全確保

ア 生産段階における取組

(ア) 農畜水産物の安全の確保のための調査点検

農薬・飼料等の適切な使用状況等の点検

食品の安全を確保するためには、農畜水産物の生産段階において、農薬や動物用医薬品等、生産資材の適切な使用を徹底する必要があります。

農政局及び地方農政事務所では、平成 21 年度（2009 年度）に、①農産物の出荷農家を対象とした農薬の使用状況等調査（米・大豆 100 件、野菜・果樹 604 件）、②家畜の飼養農家を対象とした飼料の使用状況等の調査（162 件）、③水産物の養殖経営体を対象とした水産動物用医薬品及び養殖水産動物用飼料等の使用状況の調査（225 件）を行いました。

調査の結果に基づき、農薬の使用や家畜及び養殖水産物への飼料等の適切な使用について指導しました。今後も引き続き、県等関係機関と連携し、生産者等に対して、生産資材等の適正使用の周知徹底を図ります。

(イ) 農業生産工程管理（GAP）及び総合的病害虫・雑草管理（IPM）の普及推進

説明会等の関係者会合でのパンフレットの配布などによる普及・啓発

農林水産省においては、生産から食卓までの食品安全を確保する一環として、農業生産現場に農業生産工程管理（GAP）¹を積極的に導入することとしています。

農政局及び農政事務所では、生産者へのGAPの普及啓発を図るため、説明会においてGAPについて説明したパンフレットの配布、GAPのモデルとなる「基礎GAP」及び導入支援を行うための「GAP手法導入マニュアル」の説明・周知を行っています。

管内の主要な産地(481)におけるGAPの周知及び取組状況は、平成 21 年(2009 年)3 月 31 日現在で、周知されている産地は 271 となっており、このうち、すでに何らかのGAPを実践している産地が 128、導入を検討している産地が 50 となっています。

また、農林水産省においては、農薬等による環境への負荷を減らそうと、総合的病害虫・雑草管理（IPM）²の導入を進めており、現在までに、11 品目の実践指標モデルを策定しました。農政局でも、IPM中国四国地区検討会を開催（8 月 10 日、岡

¹ 農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）：農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことです。

² 総合的病害虫・雑草管理（IPM：Integrated Pest Management）：病害虫・雑草が発生しにくい環境を整え、防除の要否及びその実施時期を適切に判断し、天敵や粘着板や粘着テープ等の多様な防除方法を組み合わせることで、農薬の使用を最小限とする環境に配慮した防除方法です。

山県)するなど、IPMの普及に努めました。

(ウ) BSEの発生防止に向けた飼料規制

飼料原料の適切な管理の確認

平成13年(2001年)に国内でBSEが発生したことを受けて、そのまん延防止のため、肉骨粉等の飼料利用の禁止等の規制措置が行われました。その後、豚肉骨粉等については、一定の条件のもとで、豚・鶏用飼料に利用できるようになりました。

農政局及び地方農政事務所では、飼料用の豚肉骨粉等の原料収集先に対して、他の動物由来のものが混入しないよう管理されているか調査を行い、適切に管理されていることを確認しました。

(エ) 高病原性鳥インフルエンザへの対応

高病原性鳥インフルエンザの発生に備えて体制を整備

農政局及び地方農政事務所では、高病原性鳥インフルエンザ(以下「HPAI」という。)の発生に備え、HPAIの発生を想定した緊急時初動対応訓練の実施やHPAIに関する知識を深めるための講習会及び防疫服脱着訓練を開催し、迅速かつ確かな体制整備に努めました。

イ リスクコミュニケーションの推進

リスクコミュニケーションの円滑な推進のため、食品安全等の情報提供を実施

【食品安全に関するセミナー等の開催】

平成22年(2010年)1月15日松江市、3月5日徳島市で、食品安全の科学的な考え方の基本について一般消費者の方の理解を深めていただくため、「食品の安全とリスクに関するセミナー」を開催しました。受講者は消費者団体会員で松江市32名、徳島市30名の方が参加しました。

セミナーは、受講者が約6名のグループとなり、残留農薬基準を例に食品安全に関する基準等についてグループディスカッションを行いました。アンケート結果では、参加者の多くの方から、「セミナーの内容が参考となった」と回答がありました。

平成21年(2009年)7月23日、本省主催の「体細胞クローンに関する農林水産省の対応方針等に関する消費者団体への中国四国地区説明会」が岡山市で開催され、消費者団体は中国・四国地区の7団体10名が参加しました。

【「食と農の知っ得講座」の実施】

リスクコミュニケーションを円滑に推進し、消費者等へ食の安全等に係る知識の普及を図るため、農政局では、食品安全、食品表示、農薬、食事バランスガイド、食料自給率と日本型食生活等、食と農に関するトピックスについて、正しい知識を普及するため「食と農の知っ得講座」を開催しています。

平成 21 年度（2009 年度）は 515 回開催し、延べ約 1 万 4 千人が受講しており、多数の受講者から、「わかりやすかった」との回答を得ました。（平成 22 年（2010 年）3 月末日現在）

（２）消費者の信頼の確保

ア 食品表示の適正化に向けた

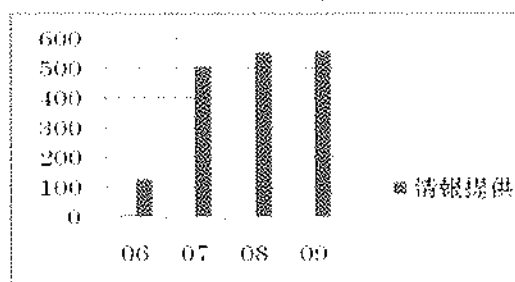
制度の普及啓発、各種監視の取組により食品表示の適正化を一層推進

（ア）食品表示をめぐる情勢

平成 21 年度（2009 年度）においても全国で食品事業者による期限表示の改ざんや偽装などの不適正表示事件が相次いで発生し、消費者の食品表示に対する信頼が大きく損なわれました。管内でもふぐ加工品（山口県）、魚介乾製品（愛媛県）などの不適正表示事案 18 件（国：6 件、県：12 件）について指示・公表の措置が行われました。

このようななか、食品の不適正な表示等に関する情報を広く国民から受け付ける窓口として、農政局及び農政事務所等へ寄せられる消費者等からの表示違反疑義情報の提供件数は依然として多く、農政局全体で平成 21 年（2009 年）4 月～平成 22 年 3 月の間で 559 件（前年同期比 100.7%）となっており、食品表示に対する消費者の関心の高さが伺われます（図Ⅱ－２－２）。

図Ⅱ－２－２ 食品表示に関する疑義情報の受付状況（農政局管内）



資料：中国四国農政局表示・規格課調べ

（イ）食品表示制度の普及啓発について

農政局及び農政事務所では、制度改正の動きや品質表示基準の改正内容等について広く国民（事業者及び消費者）に理解してもらうため、食品表示適正化技術講座（4ヶ所 8 回）、食品表示セミナー（200 回）等を開催しました。特に本年度より、中国四国における「フードチェーン食品表示信頼性向上プロジェクト」の一環として、食品表示特別セミナーを岡山県下（4 回）、鳥取県、香川県及び高知県各 1 回の計 7 回開催しました。また、各地域で説明会を開催したり、関係団体等の要請に応じた講師派遣などを行い、制度の普及啓発に努めました。

（平成 21 年度における普及啓発の主な取組）

- ・ 食品関係事業者向け食品表示セミナー（管内 200 回）及び相談会（管内 51 回）
- ・ 食品表示適正化技術講座（管内 4ヶ所、各 2 回）広島市、下関市、徳島市、松山市
- ・ 消費者向け講習会・説明会（管内 129 回）
- ・ 食品表示特別セミナー（岡山県 4 回、鳥取県 1 回、香川県 1 回、高知県 1 回）
- ・ 消費生活展等での展示（管内 132 回）

（ウ）食品表示Gメンによる監視

農政局及び地方農政事務所では、食品表示の監視業務の一環として、食品表示を担当する職員（食品表示Gメン）が日常的に小売店舗等を巡回し、生鮮食品の名称や原産地の表示状況を調査しています。この調査では、併せて有機農産物、特別栽培農産物等の表示や加工食品の原料原産地表示が適切に行われているか否かについての確認も行っています。また、特に消費者の関心の高い品目として、平成21年度（2009年度）においてはそば加工品、袋詰精米について、DNA分析等の科学的手法を併用した調査を実施し、表示の真正性の確認を行いました。調査の結果、不適正表示が確認された場合には、表示者に対してJAS法¹に基づく厳正な措置を行いました。

平成20年度（2008年度）の生鮮食品の表示状況調査の結果は、表Ⅱ－2－1のとおりです。各項目とも前年度に比べ改善されていますが、調査対象小売店舗数の16.0%において、また、調査を行った商品の0.5%において、原産地表示の欠落が確認されたこと等から、平成21年度（2009年度）においても引き続き監視を強化しました。

表Ⅱ－2－1 生鮮食品の表示状況調査結果

		2008年度 (08年4月～09年3月)	07年度 (07年4月～08年3月)
調査店舗数		3,968店舗	3,991店舗
	原産地表示欠落率	16.0%	17.1%
調査商品数		62万2千商品	61万6千商品
	名称表示欠落率	0.3%	0.4%
	原産地表示欠落率	0.5%	0.7%

資料：生鮮食品及び加工食品の品質表示実施状況調査等の結果について（平成21年7月29日公表）

（エ）消費者と連携した監視

「食品表示110番」へ寄せられた一般消費者等からの表示違反疑義情報等に対しては必要に応じ立入検査等を行い、不適正な事実が確認されたものについてはJAS法に基づき厳正に対処しました。

また、一般消費者が日常の購買活動を通じて食品の表示状況をモニタリングする食品表示ウォッチャー（全国約1,000名）を委嘱し、文字どおり「消費者目線」での表示違反疑義情報等の収集を行いました。

¹ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）

(オ) 関係機関との連携**a 国の関係機関等との連携**

食品表示に関する法令は、JAS法のほかに食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法等があります。中国・四国地域における関係機関が互いに情報・意見交換を行うため、平成14年(2002年)3月より、連絡会議を設置し、関係機関相互の協力・連携を推進しています。平成20年(2008年)5月には管区警察局の参画を得て「中国四国地域食品表示監視連絡会議」を発足させました。この連絡会議の取組として、平成21年(2009年)7月に「中国四国地域食品表示行政担当者研修会」を開催し、国や地方の食品表示行政担当職員のレベルアップと連携強化を図りました。

また、営業倉庫で食品表示ラベルが貼り替えられるという過去に発生した虚偽表示事件を踏まえて、平成18年(2006年)以降、「JAS法と倉庫業に関する中国四国地域連絡会議」を毎年開催し、倉庫業を所管する管内地方運輸局との情報交換及び連絡体制の強化等を図っています。

b 各県段階での連携

平成16年(2004年)4月から各県段階においても食品表示関係行政機関が互いに情報の共有化を図り、円滑かつ効率的な業務遂行の一助とするため、農政局及び地方農政事務所所在地県等の食品表示行政担当者による月次連絡会を開催しています。

また、各県段階における食品表示監視体制の強化を図るため、県警本部、県等機関の参画を得て、「食品表示監視協議会」を設置・開催し、連絡体制を確保するとともに、情報の共有化を推進しました。

さらに平成21年(2009年)9月に消費者庁が新設されたことを受け、各地に消費生活センター等の相談窓口が整備されつつあります。農政局及び地方農政事務所では、そのような関係機関とも連携を図り、不適正な事案等への迅速な対応に努めています。

○中国・四国地域における食品表示関係行政機関の協力・連携

- ・中国四国地域食品表示監視連絡会議(平成20年(2008年)5月19日設置)

平成21年(2009年)5月11日、11月25日開催

構成員：中国管区警察局、四国管区警察局、公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所及び四国支所(平成21年(2009年)8月まで参画)、中国四国厚生局、(独)農林水産消費安全技術センター神戸センター、中国四国農政局

中国・四国地域食品表示行政担当者研修会(平成21年(2009年)7月13～14日開催)

- ・JAS法と倉庫業に関する中国四国地域連絡会議(平成21年(2009年)5月14日開催)

○各県段階における食品表示関係行政機関の協力・連携

- ・食品表示関係行政担当者による月次連絡会の開催(管内9県)

イ トレーサビリティ¹の普及

(ア) 食品トレーサビリティの普及

普及の取組を強化するため、県との意見交換会を開催

食品トレーサビリティについて、生産者、食品事業者の自主的な取組を促進するため、局内関係課や管内各県と連携し普及に努めています。平成22年（2010年）3月10日兵庫県神戸市において近畿農政局と共催し、「近畿・中国四国ブロック府県担当者向け食品トレーサビリティ意見交換会」を開催しました。意見交換会では、農林水産省の普及方針や各府県の取組について情報・意見交換を行いました。

(イ) 牛トレーサビリティ制度の適正な運用のための監視・指導

牛の管理者及び牛肉の販売業者等に対する監視・指導の強化

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（牛トレーサビリティ法）に基づく牛トレーサビリティ制度は、牛海綿状脳症（BSE）のまん延防止措置の的確な実施や牛肉に対する消費者の信頼を確保するため重要な役割を果たしています。

農政局及び農政事務所では、牛トレーサビリティ制度の信頼性を確保するため、牛飼養農家、と畜者、販売業者及び特定料理業者に対する調査を行い、耳標の装着、出生・異動等の届出、個体識別番号の表示等に関する不適正な事例に対して指導を行いました。

一方、消費者にこの制度の理解を促すため、引き続き、消費者向け講座など各種会議において制度の説明やパンフレットの配布などにより啓発に努めました。

¹ トレーサビリティとは食品の移動を把握できることであり、トレーサビリティを確立すれば、食品事故があったときの原因究明や食品回収などがより迅速に行えるようになる。

ウ 消費者への情報の提供と相談の受付

「消費者の部屋」は、消費者と農林水産行政との対話交流を図っています

農政局では、地域における消費者と農林水産行政との対話交流を図るための場として、岡山第2合同庁舎1階ロビーに「消費者の部屋」を設置しています。

「消費者の部屋」においては、消費者行政の一環として消費者に対する農林水産行政一般及び食料消費・食生活等についての情報提供、啓発を行うため、年間展示計画によりテーマを定めて、パネル及びそれに関連した農林水産物の展示、パンフレット、プレスリリース等の印刷物の配布を行っています。（年間展示回数 17 回）

また、消費者等からの食の安全に関する問い合わせに対し、電話、FAX、Eメール等により相談対応等を行っています。（平成 21 年度（2009 年度）931 件）

主な相談内容としては、野菜の残留農薬など食品の安全性に関する相談が多くありました。

事例：「食料や農業について学ぼう！」

平成 21 年（2009 年）7 月 21 日から 8 月 14 日の間、小学校の中・高学年を対象とした夏休み子供向け特別展示を開催しました。

食料自給率、田んぼの多面的役割、中国・四国地方の農業などをパネルやパンフレットで紹介するとともに、より身近に興味をもってもらうため、田んぼの生き物を集めた水槽やバケツ稲、野菜鉢等を設置しました。

なお期間中は、延べ 500 名を超える来場者がありました。



エ 米穀の適正流通の確保に向けた取組

消費者の信頼確保に向け 2009 年 11 月より新たな米流通の監視業務を追加

(ア) 米穀加工業者などへの立入検査・立会いの実施

国が用途を限定して販売した政府所有米穀の適正流通を確保するため、MA米の変形加工業者、買受業者、バラ化中継基地、飼料製造業者などを対象として定期立入検査を実施し、対象米穀の使用状況の確認を実施しました。

また、12月以降は「米穀の新用途への利用の促進に関する法律」及び「米穀の生産調整実施要領」に規定されている、新規需要米及び加工用米の適正流通の確保に対応するため、新規需要米及び加工用米も立入検査の対象とし、使用状況の確認を実施しました。

MA米¹の変形加工業者、再調製業者、バラ化中継基地、飼料製造業者などを対象としたMA米の入出庫状況の確認、及び廃棄対象米穀の処分が確実に行われていることの確認を行うための立会いを実施しました。

(イ) 米穀の出荷販売事業者の遵守事項、米トレーサビリティ法の周知

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律」のうち米穀の出荷販売事業者の遵守すべき事項（米穀販売事業者の遵守事項）に係る部分が平成22年（2010年）4月から、「米穀の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（米トレーサビリティ法）が平成22年（2010年）10月及び平成23年（2011年）7月から順次施行されます。

これらの法律について、関係する県、市町村及び関係団体に対し、説明会などにより周知を行いました。



「米トレーサビリティ法等に関する説明会」の模様

¹ MA米（ミニマム・アクセス米）

平成5年（1993年）のガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意において、それまでほとんど輸入されていなかった品目については、最低限の輸入機会を提供することとされた。この最低限の輸入機会が「ミニマム・アクセス」である。この国際的な約束に基づき、我が国が外国から輸入している米が「MA米（ミニマム・アクセス米）」で、その数量は、現在では毎年76万7千玄米もとなっている。MA米については、国産米の需給に極力悪影響を与えないよう国家貿易で輸入されている。

3 食育の推進

(1) 地域と連携した食育の推進

「食育月間」におけるパネル展等の開催及び「中国四国食育ネットワーク」の運営

ア 「食育月間」におけるパネル展等の開催

食育の推進に当たっては、平成 17 年（2005 年）6 月に「食育基本法」が制定され、平成 18 年（2006 年）3 月に策定された「食育推進基本計画」に基づき各種取組を実施しています。

「食育推進基本計画」では、食育の国民への浸透を図るため、毎年 6 月を「食育月間」と定めており、「食育月間」には様々な機会を通じて、「食」に関する幅広い情報・知識の発信に努めることにより、国民一人一人の食育への関心を高め食育を国民運動として推進することとされています。

このため、「食育月間」には、管内各県において関係機関と連携したパネル展等を実施しました。

6 月 13 日、14 日に島根県松江市で開催された第 4 回食育推進全国大会に「農林水産省」としてブースを出展し、食に関するパネルの展示やパンフレットの配布等を行いました。

また、食育月間の取組のほか、管内各県において「移動消費者の部屋」等を開催し食育の啓発のためパネル展を実施しました。



第 4 回食育推進全国大会「農林水産省」ブース

パネル展～あなたの「食事」をチェック！～

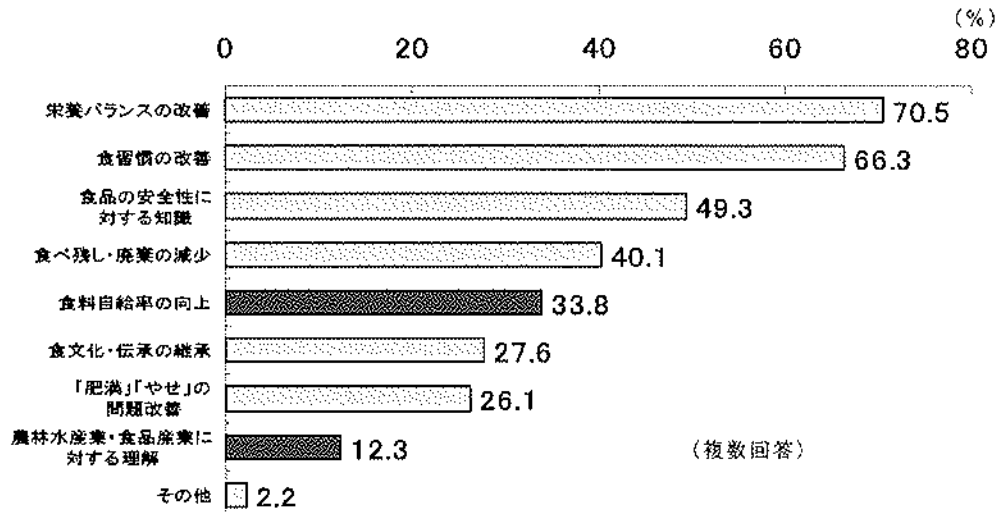
平成 21 年（2009 年）6 月 8 日に岡山駅地下街（イルカの広場）で、（社）岡山県栄養士会と連携し、「食育月間パネル展～あなたの「食事」をチェック！～」を開催しました。

「食」に関するパネルの展示やパンフレットの配布、岡山県栄養士会では、食事バランスガイドを活用した食生活相談コーナーを開設し来場者へ食生活のアドバイスを行いました。



食育月間での「移動消費者の部屋」等のパネル展では、食育に関するアンケートを行いました。アンケートの結果、食育の取組で大切と思うことについては、「栄養バランスの改善」と答えた人は約 7 割、一方で、「食料自給率の向上」、「農林水産業・食品産業に対する理解」と答えた人の割合が低く、「農」に対する理解を深める取組も必要となっています（図Ⅱ－2－3）。

図Ⅱ－２－３ 食育の取組で大切なもの



資料：中国四国農政局調べ

イ 中国四国食育ネットワークの運営

食育を国民運動として取り組むためには、多様な関係者による連携・協力が必要です。そのため農政局では関係者間の情報交換の場として、平成 19 年(2007 年)6 月に「中国四国食育ネットワーク」を設立しました。

会員の活動を農政局のホームページで紹介するほか、会員のイベント情報等紹介するメールマガジンを広く発信しています。

(平成 22 年(2010 年)3 月末現在会員数：179 団体(個人))

農政局ホームページ「『食育ネットワーク』会員の活動等の紹介」

<http://www.maff.go.jp/chushi/syokuiku/index.html>

(2) 「食事バランスガイド」を活用した日本型食生活の推進

大学生を対象に食事バランスガイドの実践と食生活に関するアンケートを実施

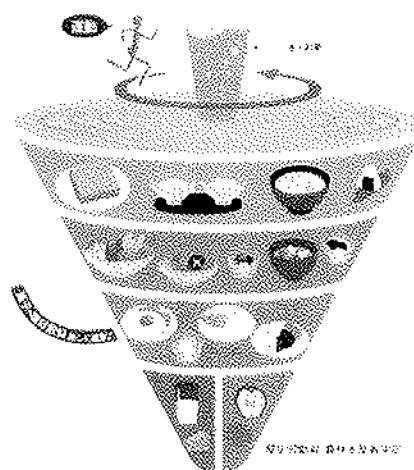
社会経済の変化や食の洋風化に伴い、油脂類の過剰摂取等による栄養バランスの崩れや朝食の欠食など食生活の乱れが問題となっています。

このため、農政局では、1日に「何を」「どれだけ」食べたら良いかの目安をコマのイラストを活用し、お米を中心に魚、肉、野菜等多様な副菜から構成された「日本型食生活」の実践を推進しています。

大学生・短大生を対象に正しい食生活に関する意識の啓発を目的に、食事バランスガイドの実践体験や食生活に関するアンケート調査を実施しました。

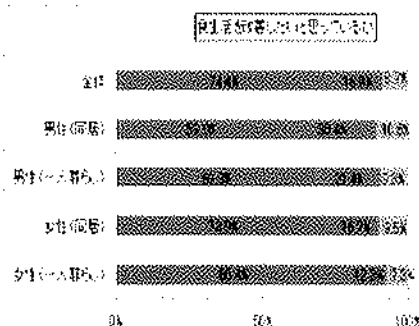
図Ⅱ-2-4

食事バランスガイド

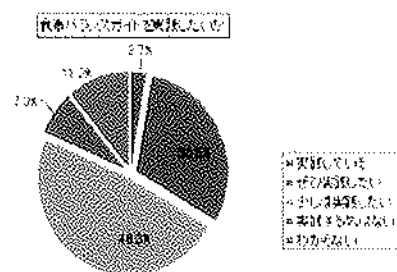


中国四国農政局管内の大学・短大の学生に対する食事バランスガイドの実践体験及び食生活に関するアンケート調査結果概要

- ・ 実施時期 平成 21 年（2009 年）6 月～7 月
- ・ 食事バランスガイド実践体験 1,543 名
- ・ 食生活に関するアンケート調査 2,779 名



● 実践体験したことがある
● 実践体験していない



● 実践体験したことがある
● 実践体験していない

働き盛りの男性を対象として企業へ、子育て世代を対象として生協やスーパーマーケットへ、食事バランスガイドを活用し「日本型食生活」の実践に向けポスターの掲示やリーフレットの配布等の働きかけを行いました。また、食品事業者に対して、食事バランスガイドのコマの絵の表示などの働きかけを行いました。

(3) 教育ファームの取組の推進

教育ファーム意見交換会を各県で開催

農政局では、農林漁業の体験活動をととして「食の大切さ」、「農林漁業の素晴らしさ」を学ぶ、「教育ファーム¹」の取組を推進しています。

平成 18 年（2006 年）3 月に策定された「食育推進基本計画」では、教育ファーム推進計画を策定し取組を行っている市町村の割合を 60% に増やすことが目標とされていることから、市町村の推進計画策定に向け働きかけを行いました。

また、農政局管内において、農林水産省補助事業「教育ファーム推進事業」で取組を実施した 15 団体に対し農政局のホームページで取組内容を紹介しました。

事例：木ノ庄西小学校（木ノ庄西地区教育ファーム推進協議会）
～地域の特産物から食を大切にする心を育てる～

尾道市立木ノ庄西小学校（全校児童 43 名）では、地域の生産者や学校ボランティアの方に指導を受けながら、地域の特産物である「ぶどう」の房づくりから収穫後の箱詰めまでの農業体験に取り組んでいます。

収穫するまで世話をすることで、地域の特産物についての理解や食を大切にする心を培っています。

体験の後は、日記、作文、俳句や絵画などに表現する「振り返り学習」を行っています。

また、生産者に指導のお願いやお礼の手紙を子どもたちから渡すことで、手紙のマナーを身に付けたり、郷土に対する愛着心を育てています。



教育ファームを推進するため、「教育ファーム意見交換会」を農政局管内 8 県で、行政関係者、教育関係者、J A、中国四国食育ネットワーク会員、農業体験活動実践者などの参加のもと開催しました。

食育・教育ファーム意見交換会～食の大切さを見つめ、食と農の絆を深めよう～

平成 21 年（2009 年）12 月 7 日、広島農政事務所は食育推進の現状と今後のあり方、教育ファームの取組の成果・課題を共有し、食育や教育ファームの一層の推進を目的に意見交換会を開催しました。

広島県内の行政、J A および学校関係者など 41 名が参加し、意見交換では「学校と地域の連携の方法」、「ボランティアとして継続していただけるポイント」、「魚食を通した食育」など多くの貴重な意見が出されました。

終了後のアンケートでは、参加者の多くの方が「参考になった」と回答しています。



¹ 自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的として、市町村、農林漁業者、学校などが一連の農作業等の体験の機会を提供する取組。

4 地産地消の推進に向けて

管内の各地域では、様々な地産地消の取組が活発に展開

(1) 地産地消の位置付け

近年、食の安全や食料自給率の向上に対する要請が強まるなかで、地産地消への関心は年々高まっており、各地で様々な取組が活発化しています。前「食料・農業・農村基本計画」において、地産地消を食料自給率の向上のため重点的に取り組むべき事項とし、「地域の消費者ニーズに即応した農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結び付ける取組」と位置付け、その全国展開を積極的に推進することとされました。

(2) 地産地消推進計画の策定

地産地消の推進に当たっては、地域における実践的な計画（地産地消推進計画¹⁾）の策定などによる関係者の意識の向上や、この計画に基づく地場産農産物の普及活動や生産者と消費者の交流活動など地域の自主的な取組が重要です。

農林水産省が公表した地産地消推進行動計画（平成 18 年（2006 年）改正）においては、平成 19 年（2007 年）度末までに全国の 1/2 の市町村で地産地消推進計画を策定することを目標としており、管内においては平成 22 年（2010 年）3 月末現在で 156 件の計画が策定されています（JA 等の計画も含む。なお、管内の市町村数は 204。）。

(3) 地域における地産地消の取組を支援

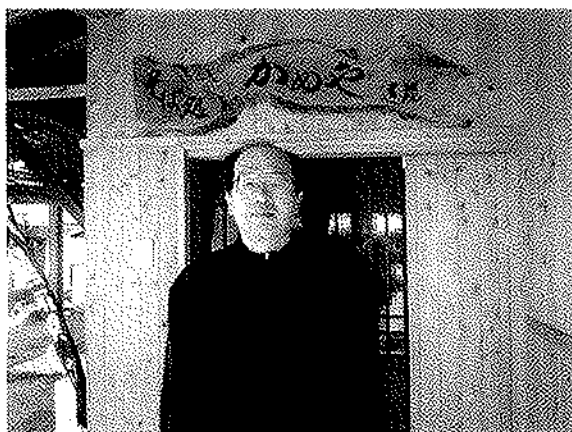
中国・四国の各地域では、地産地消の推進により、地元でとれた新鮮な農産物の消費者への提供はもとより、地域農業の活性化や食育の推進などの価値が認識され、地場産農産物を農家が直接販売するための直売所を整備したり、学校給食等への利用促進など様々な取組が展開されており、農林水産省においても補助事業等により支援しているところです。

また、各地域の地産地消の取組の推進や消費者の関心を深めることを目的に、地産地消の取組に関する知見や経験を有し各地域で優れた地産地消の取組に貢献されている人を「地産地消の仕事人」として選定しています（平成 21 年度（2009 年度）は全国で 41 人を選定、平成 20 年度（2008 年度）は全国で 48 人を選定）。

管内では「日野郡新そば祭り実行委員会」の事務局長を務める鳥取県日南町の田邊眞幸（たなべまさゆき）さんと、シニア野菜ソムリエの資格取得後食育や講演等で岡

¹ 地方公共団体、農業者団体、食品産業事業者、消費者団体等が計画主体となり、直売所、量販店、学校、外食産業等における地場農産物の利用促進、生産者と消費者の交流活動など地域の実情に応じて、地産地消に関する明確な目標を設定し、関係者が共通の認識を持って取組を進めようというもの。

山県内の食材や食育を伝える活動を行っている岡山県岡山市の江草聡美（えぐさとみ）さんの2人が選定されたところであり、今後の地産地消推進のリーダー的な役割が期待されているところです。



鳥取県の田邊さん



岡山県の江草さん

また、農林水産省では、地産地消の一層の推進を図るため、地産地消給食等メニューコンテストを実施しています。

平成21年度（2009年度）のコンテストでは、学校給食・社員食堂部門において、香川県丸亀市綾歌学校給食センターで考案されたメニュー「今と昔ふるさとの味再発見！」が文部科学大臣賞を受賞しました。

地産地消給食等メニューコンテストで「文部科学大臣賞」を受賞！

○受賞者：丸亀市綾歌学校給食センター

○献立名：今と昔ふるさとの味再発見！

（ばら寿司、牛乳、れんこんの揚げ物、しょうゆ豆、月菜汁、みかん）

○提供先：丸亀市綾歌地区の幼稚園、小学校、中学校の1園4校



香川県に伝わる郷土料理（ばら寿司、揚げ物、しょうゆ豆）や、丸亀市で新しく子ども達が考え出した料理（月菜汁）を味わうことで、地域で収穫される農水産物や郷土料理に込められた先人の知恵・工夫などを知る機会として、1つの献立の中に今と昔の郷土料理を組み合わせたメニューとなっています。

また、同センターでは、地産地消と食育の推進のため、年間を通じた地場産物の積極的な活用のほかに、児童生徒・保護者・地域に対する情報提供を行ったり、学校給食週間中に地域の生産者との交流会などを開催しています。

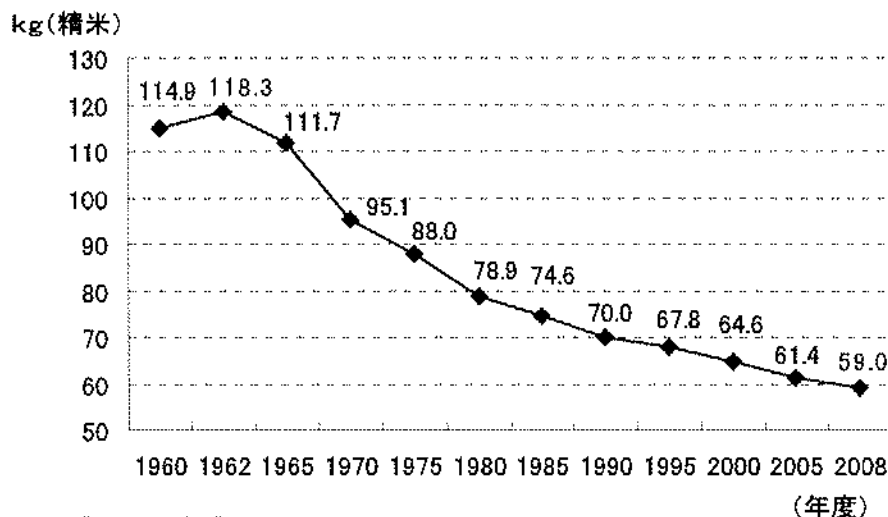
5 米粉食品の利用拡大

(1) 米の一人当たり年間消費量

米の一人当たり年間消費量が減少

米の一人当たりの年間消費量は、食の欧米化や消費者ニーズの多様化等により、昭和 37 年度（1962 年度）〔118.3kg〕をピークに、その後、年々減少し、平成 20 年度（2008 年度）〔59.0kg〕は、ほぼ半減しています（図Ⅱ-2-5）。

図Ⅱ-2-5 国民一人当たりお米の年間消費量の推移



資料：農林水産省「食料需給表」

(2) 中国・四国地域における米粉普及拡大の取組

米の需要拡大を米粉の普及を中心に展開中

近年、新たな製粉技術の発展に伴い、米を小麦粉と同程度もしくはそれ以上に細かく粉砕し、小麦粉と同様にパン、ケーキ、麺等への活用が可能となっています。農政局等では、食料自給率向上の面から米粉の普及を拡大するため、民間企業や団体等で構成する米粉食品普及推進協議会等と連携し、各種の体験実習や情報発信等による普及啓発の取組を実施しています。

■ 米粉普及拡大の取組

ア イベント等による米粉食品の試食・即売会等

集客率の高いデパート等において、米粉食品普及推進協議会等と協力して、米粉食品の普及啓発に試食・即売会等を実施しました。



イ 大口需要者への要請行動等の実施

管内のパン、麺等製造業者・団体等（48 業者等）に、米粉利用の開き取り調査並びに利用促進の要請行動を実施しました。

ウ 米粉料理教室の開催

米粉による新しい食べ物の展開を普及啓発するため、消費者及び地域の指導者（栄養委員、食生活改善員等）を対象に様々な米粉料理の実技講習会を開催しました。

**エ 米粉パン製造技術講習会の開催**

最新の米粉パン製造技術のノウハウを伝える講習会をパン製造販売事業者等を対象に、岡山、高知両県で開催しました。

**オ 中国四国米粉利用促進ネットワーク「ココねっと通信」の配信**

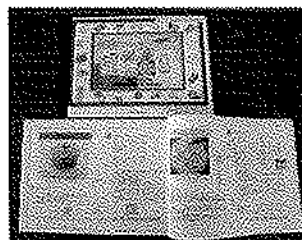
管内の米粉に関する情報をメールマガジンで年8回、全国の会員へ配信しました。
（平成22年2月3日現在の配信数：約3,500名）

カ 米粉セミナー・シンポジウムの開催

米粉の利用をより一層促進する新たな取組みや最新情報の共有を図るため、「米粉食品セミナー」を松江市等で開催しました。

**キ 米粉料理レシピ集の作成及び米粉食品販売店マップ等の紹介**

消費者の「作り方が分からない」、「どこで販売しているの」等要望に応え、家庭で手軽にできる「米粉料理レシピ集」を作成するとともに、販売店舗を紹介する「米粉食品販売店マップ（平成21年度改訂）」等を、農政局のホームページで紹介しています。

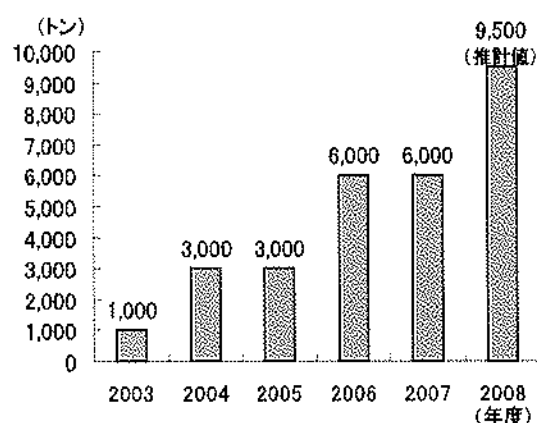
**（3）米粉をめぐる普及状況****米粉の利活用が着実に拡大**

米粉食品は、パンや洋菓子の中小業者等による取組に加え、大手企業の取組みが始まり、米粉パン等の新規用途向け原料米使用量は平成19年度（2007年度）6,000tから、平成20年度（2008年度）（推計値）9,500tに拡大しています。

特に、学校給食における米粉パン導入は、食育、地産地消等の観点から、平成20年度（2008年度）に全国で8,960校に、管内では米粉パンの他に麺、だんご汁を加え平成20年度（2008年度）で645校が実施しています（図Ⅱ-2-6、図Ⅱ-2-7）。

図Ⅱ－２－６

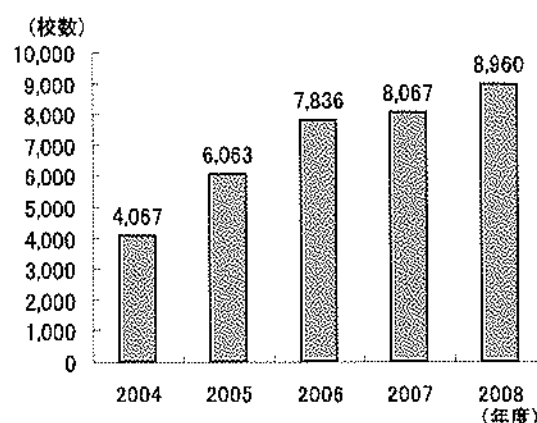
米粉パン等の原料米使用量の推移



資料：農林水産省「地方農政事務所等による米粉パン等買受業者からの聞き取り」

図Ⅱ－２－７

米粉パンの学校給食導入状況



資料：農林水産省

(4) 今後の普及推進に向けて

米粉の普及に関係者の理解と協力が必要

米粉の定着に向けた取組が行われるなか、米穀の新用途への利用の促進に関する法律の制定や支援の拡充から、生産者の米粉用等新規需要米取組への関心が高いものの、需要サイドとのマッチング等が整わず拡大に結び付いていない状況です。

今後は、生産と需要を円滑に結び付けるための体制や具体的な取組方法について、関係者が地域と一体となり検討を深める等様々な取組の展開が必要となっています。

事例：今後の具体的な取組計画（予定）

- ア イベント等による米粉食品の試食・即売会等の実施
- イ 米粉料理教室及び米粉関連講座の開催（消費者及び地域の指導者）
- ウ 米粉パン製造技術講習会の開催（パン製造販売事業者等）
- エ 中国四国米粉利用促進ネットワーク「ココねっと通信」の配信
- オ 米粉セミナー・シンポジウムの開催
- カ 米粉食品販売店マップ等の更新等

農政局ホームページ「米粉に関する情報」

管内の米粉の普及拡大に関する情報や農政局等の取組等を紹介。

<http://www.maff.go.jp/chushi/syokuryou/kome/komeko/index.html>

中国四国農政局/米粉に関する情報

検索

6 食品産業等の現状

(1) 食品産業の動向

中国・四国地域の食品製造業の規模は低価格志向等のなか、製造品出荷額は増加したものの、事業所数は依然として減少しています。

一方、外食産業の市場は平成9年(1997年)をピークに減少傾向でしたが、平成18年(2006年)から回復傾向に転じ、2年連続で前年実績を上回りました。そう菜・弁当類等の中食産業は女性の就労率の向上、個食化等を背景に市場規模を拡大してきています。

ア 食品製造業の動向

製造品出荷額は増加、事業所数は依然として減少

食品製造業は、地場産業として農水産物の加工作業を地域雇用等の促進に結びつけるなど、地域経済において重要な役割を果たしています。平成19年(2007年)3月末現在の中国・四国地域における食品製造業は、事業所数が4,426か所(前年比98%)、従業員数が12万4千人(同101%)、製造品出荷額が2兆7,442億円(同109%)となっています(表Ⅱ-2-3)。

製造品出荷額及び全国に占めるシェアについて近年の推移をみると、出荷額の減少には歯止めがかかり、シェアはほぼ横ばいとなっています。

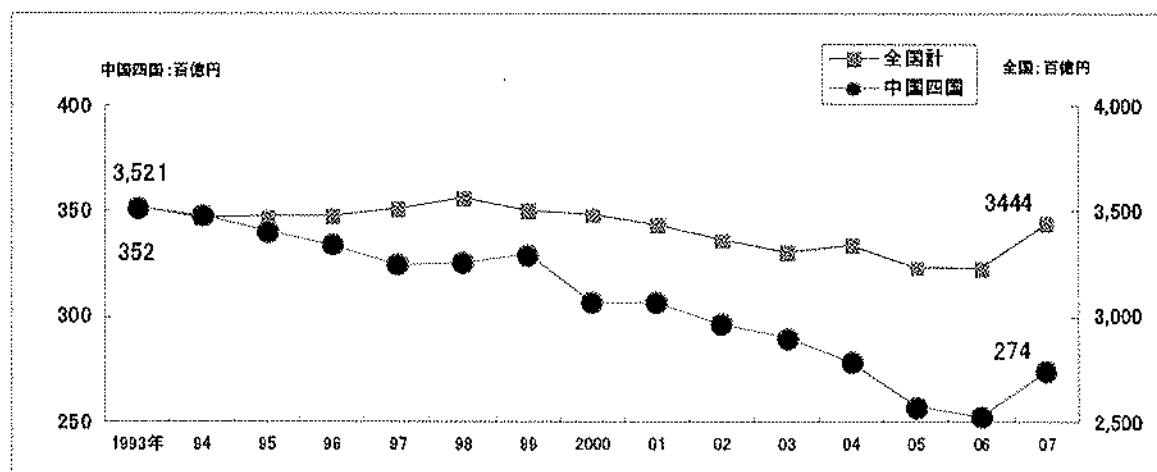
また、平成5年(1993年)の製造品出荷額と比較すると全国で2.2%減に対して、中国・四国地区では22.2%減と全国の10倍以上の減少率となっています(図Ⅱ-2-8)。

表Ⅱ-2-3 食品製造業の動向

単位：カ所、千人、億円、%

区分	事業所数			従業者数			製造品出荷額		
	2005	2006	2007	2005	2006	2007	2005	2006	2007
中国・四国	4,836	4,498	4,426	126	123	124	25,729	25,268	27,442
山陰	757	703	704	16	16	15	3,435	3,198	3,343
鳥取県	280	257	254	9	8	8	2,560	2,351	2,429
島根県	477	446	450	7	7	7	875	847	913
山陽	1,981	1,864	1,872	61	60	62	13,317	13,097	14,541
岡山県	555	520	510	18	18	19	5,519	5,372	5,870
広島県	804	776	800	28	28	29	5,284	5,304	6,084
山口県	622	568	562	15	15	15	2,514	2,422	2,588
四国	2,098	1,931	1,850	49	47	47	8,977	8,973	9,558
徳島県	439	412	382	9	9	9	1,791	1,692	1,798
香川県	631	591	566	16	16	16	2,910	3,023	3,172
愛媛県	651	585	568	17	16	16	3,451	3,353	3,580
高知県	377	343	334	6	7	7	824	906	1,008
全国計	39,065	36,928	37,050	1,207	1,196	1,240	323,435	322,699	344,399
中国四国のシェア	12.4%	12.2%	11.9%	10.4%	10.2%	10.0%	8.0%	7.8%	8.0%

図Ⅱ－２－８ 製造品出荷額の推移



資料：経済産業省「工業統計表 2005～2007（産業編）」従業員4人以上の事業所に関する統計表（確定値）

注：1）食品製造業とは、食料品製造業と飲料・飼料・たばこ製造業を合わせたものである。

2）従業者数は百の位を四捨五入し、製造出荷額は千万の位を四捨五入した。

3）中国・四国及び地域合計はラウンドのため一致しない。

イ 外食産業の動向

2007年の外食産業市場規模は増加、外食率はわずかに減少

外食産業の市場規模は、個人消費の伸び悩み等の影響を受け、市場規模が平成9年（1997年）をピークに平成17年（2005年）まで減少傾向でしたが、平成18年（2006年）以降わずかに増加しており、平成19年（2007年）には24兆7千億円と、平成9年（1997年）のピーク時に比べ、15%減となっています。

一方、そう菜、弁当類、調理パン等を製造するいわゆる中食産業は、近年における単身世帯の増加、女性の就労意欲の向上、個食化等のライフスタイルの変化等により、外食産業がほぼ横ばいで推移している中で、その市場規模を年々拡大しており、平成19年（2007年）における推計値は約6兆5千億円と外食産業の4分の1の規模に達しています（表Ⅱ－2－4）。

表Ⅱ－2－4 中食産業と外食産業の市場規模の推移（全国）

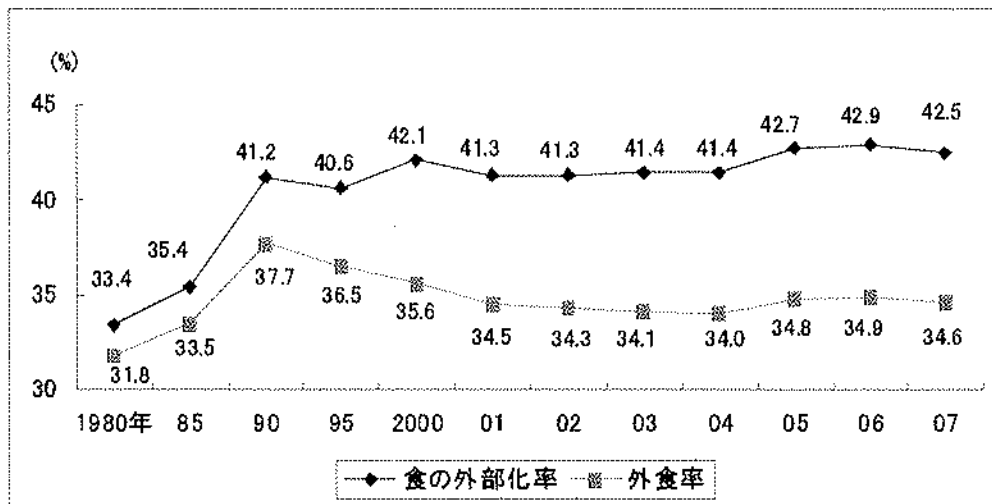
単位：億円

	2001年	2002	2003	2004	2005	2006	2007
外食産業の市場規模	258,545	254,484	245,864	244,825	243,903	246,403	247,009
中食産業の市場規模	60,617	60,911	61,410	61,692	63,518	64,410	64,987

資料：（財）外食産業総合調査研究センター（実数）

また、平成 19 年（2007 年）の外食率は 34.6%、外食率に中食を加えた、いわゆる食の外部化率は 42.5% となっており、いずれも平成 18 年（2006 年）からわずかに減少しています（図Ⅱ－2－9）。

図Ⅱ－2－9 外食率、食の外部化率の変化の推移（全国）



資料：内閣府「国民経済計算報告」（家計の食料・飲料・煙草支出）、（財）外食産業総合調査研究センター「外食産業市場規模」（外食と料理品の市場規模）、（社）日本たばこ協会調べの輸入品を含む煙草販売額

注：1) 外食率＝外食産業市場規模／（家計の食料・飲料・煙草支出－煙草販売額）＋外食産業市場規模

2) 食の外部化率＝外食産業市場規模＋料理品小売業／（家計の食料・飲料・煙草支出－煙草販売額）＋外食産業市場規模

中国・四国地域の外食産業の現状を一般飲食店でみると、平成 18 年（2006 年）の外食産業の事業所数は、3 万 7,290 店、従業員数で 20 万 7,570 人と、全国の約 1 割（事業所数：9.0%、従業員数：7.2%）を占める重要な産業です。

事業所数を業種別に見ると、喫茶店が 25.4%と全国の 19.5%を大きく上回っており、次いで一般食堂が 19.3%（全国 17.6%）、お好み焼店が含まれるその他の一般飲食店が 12.4%（7.8%）となっています。

また、平成 13 年度（2001 年度）と比較すると、全国と同様にエスニック料理店、無国籍料理店等を含むその他の食堂・レストランが増加しています。また、全国で減少しているそば・うどん店が増加しており、日本料理店も全国の 0.9%に比べ 8.2%と大きく増加しています。一方、すし店、焼肉店、喫茶店等が減少していることから、事業所数では 6.3%、従業員数では 1.7%減少しています（表Ⅱ－2－5）。

表Ⅱ－２－５ 外食産業（一般飲食店）の事業所数及び従業員数（2006年）

単位：カ所、人、%、人/店

産業分類	事業所数	構成割合	対13年比 増減率	従業員数	構成割合	対13年比 増減率	1店 当たり
中国四国合計	37,290	100.0	▲ 6.3	207,570	100.0	▲ 1.7	5.6
一般食堂	7,192	19.3	▲ 7.2	44,533	21.5	4.4	6.2
日本料理店	2,864	7.7	8.2	23,716	11.4	3.4	8.3
西洋料理店	1,780	4.8	▲ 6.7	15,945	7.7	▲ 14.1	9.0
中華料理店	4,019	10.8	▲ 4.1	23,538	11.3	1.3	5.9
焼肉店	2,057	5.5	▲ 11.9	14,580	7.0	▲ 6.0	7.1
その他の食堂・レストラン	584	1.6	84.8	4,828	2.3	87.7	8.3
そば・うどん店	2,711	7.3	3.6	16,823	8.1	0.2	6.2
すし店	1,994	5.3	▲ 17.7	13,435	6.5	▲ 13.0	6.7
喫茶店	9,468	25.4	▲ 9.8	27,338	13.2	▲ 8.1	2.9
その他の一般飲食店	4,621	12.4	▲ 9.9	22,834	11.0	▲ 3.4	4.9
全国合計	415,723	100.0	▲ 6.2	2,872,677	100.0	▲ 1.9	6.9
一般食堂	73,298	17.6	▲ 9.0	542,775	18.9	▲ 3.4	7.4
日本料理店	42,572	10.2	0.9	369,311	12.9	0.6	8.7
西洋料理店	29,221	7.0	▲ 3.9	287,022	10.0	▲ 11.1	9.8
中華料理店	59,552	14.3	▲ 5.5	368,531	12.8	▲ 0.3	6.2
焼肉店	21,167	5.1	▲ 8.4	176,467	6.1	▲ 4.5	8.3
その他の食堂・レストラン	10,006	2.4	98.3	88,631	3.1	128.5	8.9
そば・うどん店	34,203	8.2	▲ 2.6	204,973	7.1	▲ 3.1	6.0
すし店	32,327	7.8	▲ 18.2	216,500	7.5	▲ 7.5	6.7
喫茶店	81,042	19.5	▲ 8.9	322,924	11.2	▲ 1.9	4.0
その他の一般飲食店	32,335	7.8	▲ 8.2	295,543	10.3	▲ 4.6	9.1

資料：総務省 2006年事業所・企業統計

ウ 食品流通部門への支援

食品流通における規制緩和の進展、消費者ニーズの多様化等による競争が激化するなか、経営環境のめまぐるしい変化に積極的に対応しようとする意欲をもった事業者を支援するため、食品流通構造改善促進法に基づく食品生産製造等提携事業により、必要な施設整備等に対し、長期低利での資金融資等の支援措置が行われています。

管内における平成21年度（2009年度）の食品流通構造改善計画の認定状況は3件で、その主な事業内容は、安定的な取引の確立や鶏卵パック工場の改修工事（3億円の融資）等となっています。

(2) 卸売市場の動向

卸売市場は、国民に対して安定的・効率的に生鮮食料品等を供給する使命を有しています。

食料の消費・流通形態が変化する中、これからの卸売市場に期待される役割や施策のあり方について検討が進められています。

ア 卸売市場の役割

生鮮食料品等の流通に基幹的な役割

卸売市場で取り扱う生鮮食料品等は、日々の生活に欠かすことのできないものですが、生産が自然条件の変動の影響を受けやすいこと、鮮度・品質の保持が重要であること、商品の規格化・統一化の困難なものが多いこと等から、取引の適正化と生産・流通の円滑化を図り、国民生活の安定に資することを目的として卸売市場制度が設けられています。

卸売市場は管内に 369 市場が開設され、生鮮食料品等の安定的・効率的な流通網を形成しています（表Ⅱ－2－6）。

表Ⅱ－2－6 卸売市場数

市場区分	中国	四国	管内計	全国計
中央卸売市場	5	5	10	77
地方卸売市場	109	89	198	1,237
政令規模未満市場	90	71	161	599
合 計	204	165	369	1,913

資料：管内の中央市場は 2009 年 4 月、その他は 2008 年 4 月 中国四国農政局調べ

全国の中央市場は 2009 年 4 月、その他は 2007 年 4 月 農林水産省総合食料局流通課調べ

注：政令規模未満市場とは中央及び地方卸売市場以外の卸売市場で、卸売場の面積が青果物 330 ㎡、水産物 200 ㎡（産地市場 330 ㎡）、肉類 150 ㎡、花き 200 ㎡未満のものをいう。

イ 卸売市場の取扱高の推移

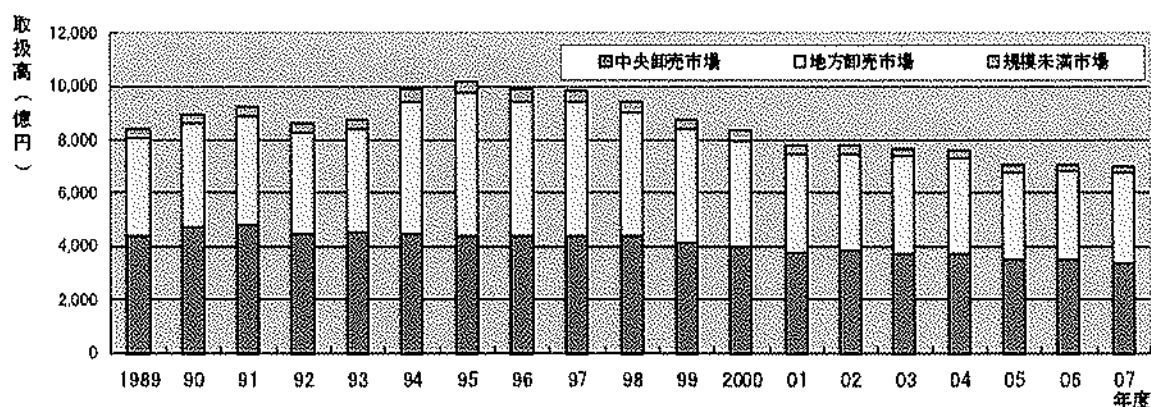
低下続く取扱高・経由率

管内卸売市場の取扱高は、中央卸売市場が平成 15 年度（2003 年度）をピークに、地方卸売市場が平成 19 年度（2007 年度）をピークにいずれも減少傾向にあります（図Ⅱ－2－10）。市場経由率（全流通量に占める市場流通量の割合）も年々低下しています（図Ⅱ－2－11）。

このため、加工・調全体制の強化やコールドチェーン整備等による生産・消費ニーズへの的確な対応、公正で効率的な取引の徹底、環境問題への対応等、社会的要請への適切な対応が求められています。

また、卸売業者、仲卸業者の経営基盤強化、経営戦略という視点を持った市場運営が必要です。

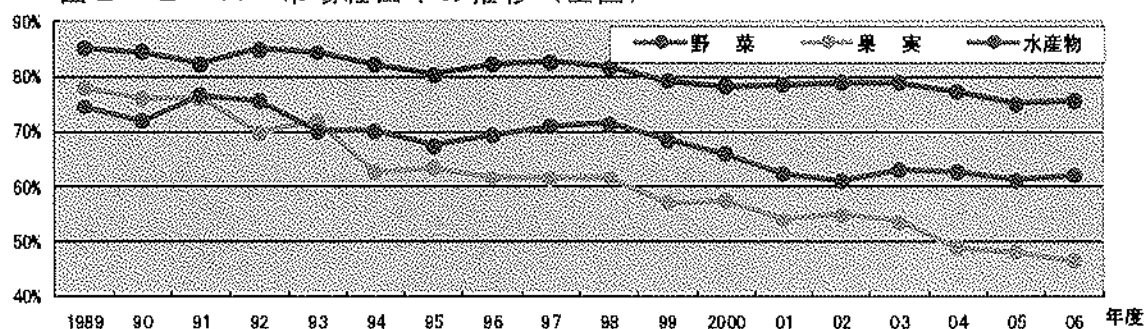
図Ⅱ－２－１０ 卸売市場形態別取扱高の推移（管内）



資料：中央卸売市場は農林水産省「卸売業者事業報告書」

地方卸売市場及び政令規模未満市場は同「地方卸売市場等に関する調査」

図Ⅱ－２－１１ 市場経由率の推移（全国）



資料：重量ベースによる率 農林水産省「食料需給表」等により推計

ウ 卸売市場の再編、体制整備等

卸売市場の再編整備

第8次卸売市場整備基本方針に沿った中央卸売市場整備計画に基づき、平成22年（2010年）4月に松山市中央卸売市場中央市場花き部が地方卸売市場に転換します。また、同市場水産市場が平成22年度（2010年度）末までに地方卸売市場への転換を図ることとしています。

エ 卸売市場の将来方向

卸売市場の将来方向に関する研究会

卸売市場の整備を図る上での基本となる卸売市場整備基本方針は、現行方針が平成22年度（2010年度）までとなっており、同年度中に新たな基本方針を策定する必要があります。

このため、「卸売市場の将来方向に関する研究会」において、卸売市場に今後期待される役割や施策のあり方等について、総合的な検討が進められています。

(3) 容器包装及び食品リサイクルに向けた取組 ア 容器包装リサイクル法とただ乗り事業者対策

リサイクルは年々増加しているものの、さらなる意識の向上、制度の普及啓発が必要

(ア) 容器包装リサイクル法施行後の経過

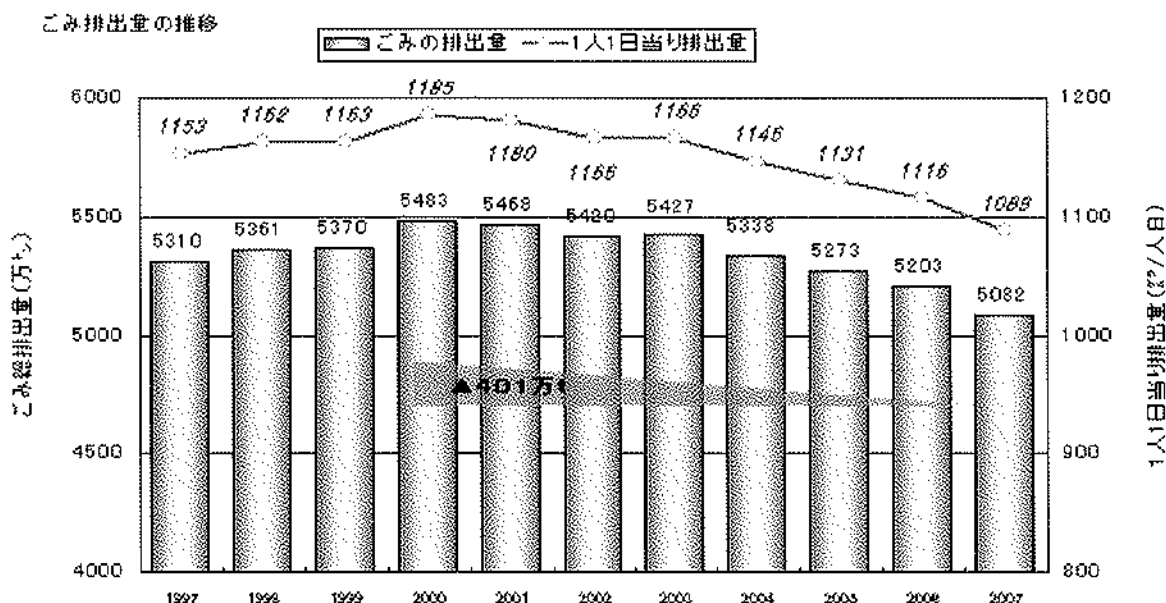
「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年（1995年）公布（通称：容器包装リサイクル法））は、平成12年（2000年）施行後一部改正を経て、現在に至っています。

その間、分別収集される廃棄物の量・リサイクル量は着実に増加し、制度の定着が見られるものの、リサイクル率は廃棄物全体からみると約20%の状況です。また、法律の理解が不十分な事業者が依然として存在するため、法的措置を含めた再商品化義務不履行事業者（以下「ただ乗り事業者」という。）対策の強化や普及啓発を継続して行っているところです。

(イ) リサイクルの現状

一般廃棄物の総排出量は、分別収集・リサイクル取組の増加に伴い、2000年（平成12年）をピークに減少傾向となっています。一定の成果は上がっているものの、リサイクル率は廃棄物全体の約2割であり、また、最終処分場の残容量・残余年数（約16年）の問題も改善とはなっていない状況です。さらなる意識の向上、制度の普及啓発が必要と考えられます（図Ⅱ-2-12）。

図Ⅱ-2-12 一般廃棄物の排出量の推移：全国値



資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」（1997～2007年）

（ウ）ただ乗り事業者対策

分別収集した容器包装廃棄物のリサイクルは着実に進んでいるものの、一方では、法に対する認知又は理解の不足、故意等により再商品化義務を履行しないただ乗り事業者が依然として存在しています。

このような状況に対処するため当局職員が農林水産関連事業者を訪問し、容器包装リサイクル法の普及啓発、再商品化（リサイクル）義務の履行を促す指導を継続的に行っているところです。

また、2008年度（平成20年度）から容器包装の排出の抑制を促進するため、年間50トン以上の容器包装を利用している小売業者（容器包装多量利用事業者）に対し、容器包装の利用量等の定期報告がスタートし、適正な作成・報告に向けた指導等を実施しています。主要事業者の実態把握と共に、事業者自らが自社の状況を把握し、的確な見直しを行う資料として活用することが必要です。

イ 食品リサイクル制度の現状と課題

食品循環資源の再生利用等の実施に一定の成果

(ア) 食品リサイクル法施行後の経過

平成13年(2001年)5月に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法)が制定され、全ての食品関連事業者は、平成18年度(2006年度)までに食品廃棄物の発生抑制・再生利用・減量の実施率を20%以上に向上させることが目標とされています。食品リサイクル法施行後、平成19年度(2007年度)の食品関連業界全体の食品循環資源の再生利用等の実施率は60%となり一定の成果が認められます。

しかしながら、いまだ事業者業種間格差が大きく、特に食品流通の川下である食品小売業・外食産業のリサイクルの取組が低迷しています。

また再生した商品(肥料・飼料等)の需要バランスも課題となっています。

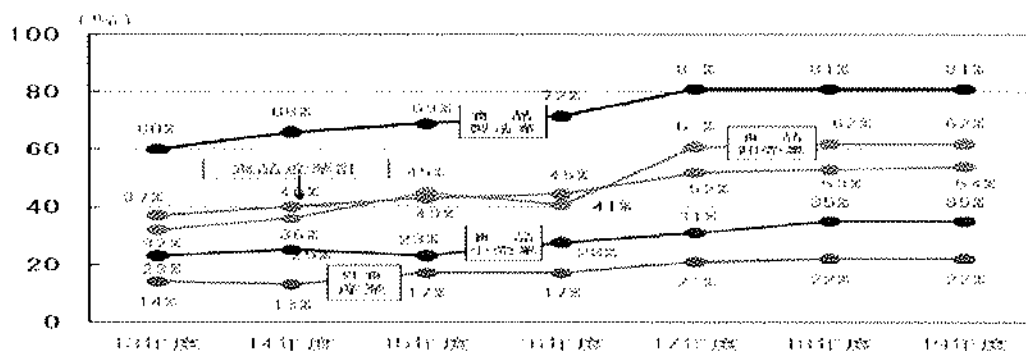
(イ) 食品リサイクルの取組

食品産業から発生する食品廃棄物は、平成19年度(2007年度)推計値で年間約1,134万tで、業種別に再生利用等の実施状況をみると、発生する食品廃棄物が均質で再生利用に仕向けやすい食品製造業では81%と実施率は高いものの、川下の外食産業では22%と実施が進んでいません。安定量の確保が困難・異物混入のリスク等が要因となっています(図Ⅱ-2-13)。

状況改善を図るため、平成19年(2007年)6月に食品リサイクル法が改正(12月1日施行)され、「目標値の変更」「定期報告義務化」「再生利用方法の追加(熱回収等)」「再生利用事業計画認定の見直し」等、食品関連事業者に対する指導監督を強化するとともに、事業者の取組が円滑に行われるよう改善されています。

農政局としても、法改正の啓発と共に、義務化された定期報告の適正実施に向けた事業者対応を行っています。

図Ⅱ-2-13 食品循環資源の再生利用等実施率の推移



資料：「食品循環資源の再生利用等実施調査報告」(農林水産省統計部)を基に食品環境対策室において計算

(ウ) 優良な再生利用事業者の育成

食品循環資源の再生利用を取り組みやすい環境に整えていくため、食品リサイクル法では、優良な再生利用を行うリサイクル業者を育成することを目的として、主務大臣が登録を行う登録再生利用事業者制度を設けています。中国・四国管内では平成 21 年度（2009 年度）に新たに 2 事業者が登録され、20 事業者（全国 161 事業者）となっています（表Ⅱ－２－７）。

また、再生利用事業計画認定についても、管内初認定に向け承認手続きを実施しています。

表Ⅱ－２－７ 中国・四国地域における県別登録事業者数

	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	計
登録再生利用事業者数	2	1	1	6	3	2	1	2	2	20

資料：中国四国農政局食品課作成

7 食と農の連携（農商工連携の促進）

地域を支える農林漁業者と中小企業者との連携により地域経済の活性化を推進

農林漁業者と中小企業者が連携して新商品開発や新サービスの提供、販路開拓等の企業化を促進し地域経済の活性化を図るため、平成20年(2008年)7月に施行された「農商工等連携促進法」に基づく施策を推進しています。

また、中小企業地域資源活用促進法に基づく支援や産学官の異業種が連携した食料産業クラスターの形成等を各種施策と一体的に推進しています。

（１）農商工連携の現状

農商工連携の取組として、農林漁業者はもっぱら農林水産物の原材料を生産し、食品加工・外食産業等の食品業者向けに供給する形の連携については、各地で取り組まれておりマッチング等に対する支援も行われているものの、面的広がりには至っていません。

一方、農林畜水産物を活用した新商品開発、地元の産品を活用したレストランや観光などの新サービスの提供、ITの活用による新しい生産・販売方式など各地で様々な取組もはじまっています。

（２）推進に向けた主な取組

ア 農商工等連携促進法に基づく事業の推進

近年、企業規模や業種、地域により景況に格差が見られる中、我が国の地方を中心として元気を取り戻し、活力ある経済社会を構築するためには、地域経済の中核をなす農林漁業者や中小企業者の活性化を図ることが重要です。

このためには、農林漁業者や中小企業者が一次、二次、三次の産業の壁を超えて有機的に連携し、互いの有するノウハウ・技術等を活用することで、両者の強みを発揮した新商品の開発や販路開拓等を促進することが重要です。

このことから、農林水産省と経済産業省が一体となって、農林漁業者と中小企業者のつながりを応援し、それぞれの強みを十二分に発揮した事業活動を促進するため、「農商工等連携促進法」が平成20年(2008年)7月21日に施行されました。

この施策を推進するため、平成20年度(平成2008年度)に引き続き、農林水産業関係者向けの農政局独自の啓発用リーフレット「農商工連携等で新たなビジネスチャンス」等をイベント等の機会を通じて中小企業者、農林漁業者等に配布し周知するとともに農業法人やJA等に出向き、各種の施策説明等を行い具体的な連携に向けた相談等を行いました。さらに、農政局独自の取組として、局内の推進体制の強化を図り、日頃の業務等あらゆる機会を通じて農商工連携の意義や必要性について広範囲にPRを行い、認定案件の発掘等に繋がる活動を行う者を募り「農商工連携等推進員」として指名(5月)したほか、農商工連携の取り組みを推進するため、食品製造業者が野菜等生産者の生産現地を訪問するバスツアー(平成22年(2010年)3月)を行いました。

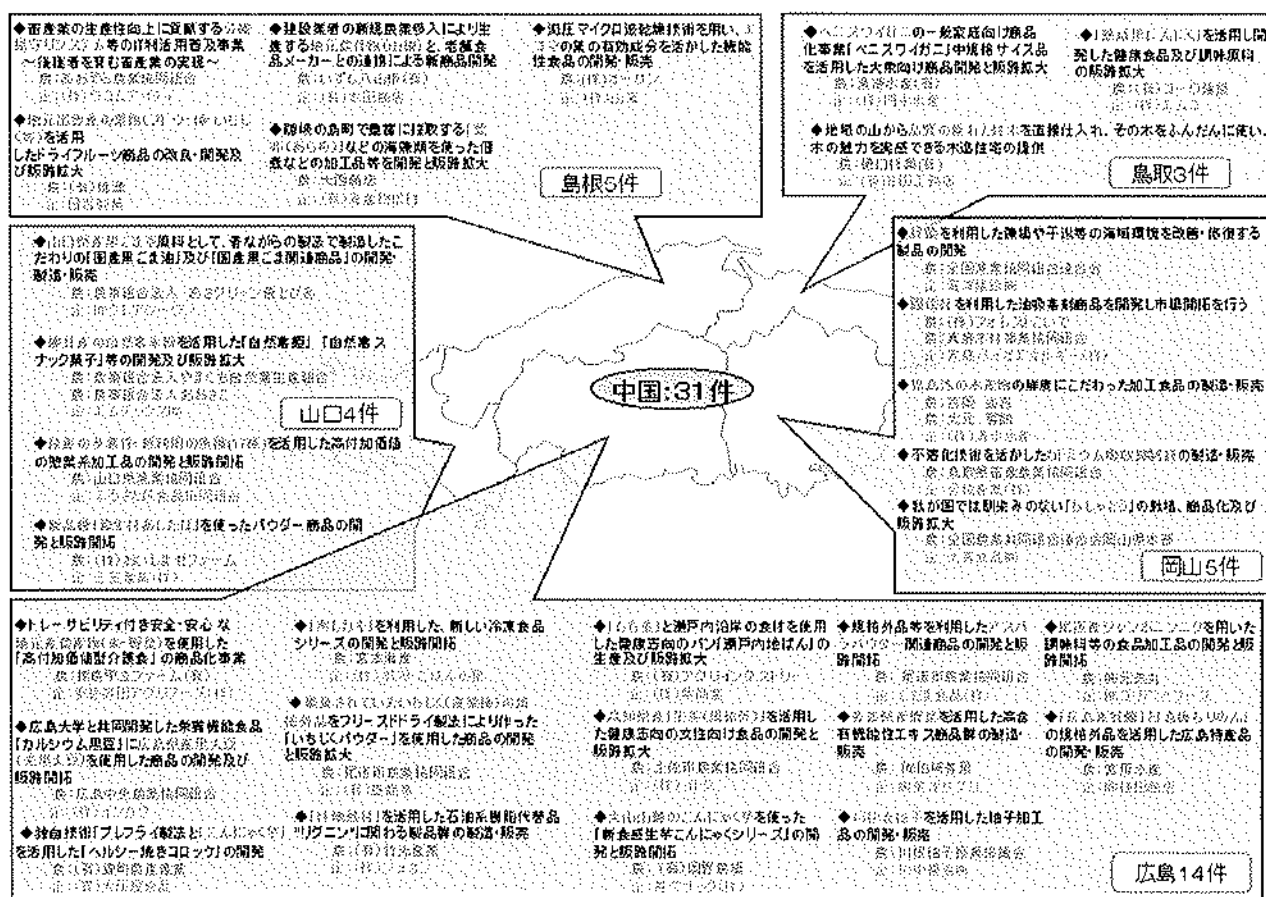
農林水産省補助事業により、販売促進会が全国6箇所、商談会が全国8箇所で開催され、中国・四国地域では高松市（平成22年（2010年）1月）、岡山市（平成22年（2010年）2月）においてそれぞれ商談会を開催しました。

関係機関との連携としては、農政局と中国及び四国経済産業局とが連携して情報交換会（6月）及び意見交換会（8月）を実施しました。また、中国地域では「中国ブロック農商工連携推進協議会」、四国地域ではフォーラム「四国サイコー!!」等の会員を対象としたフォーラム、セミナー等を実施しました。

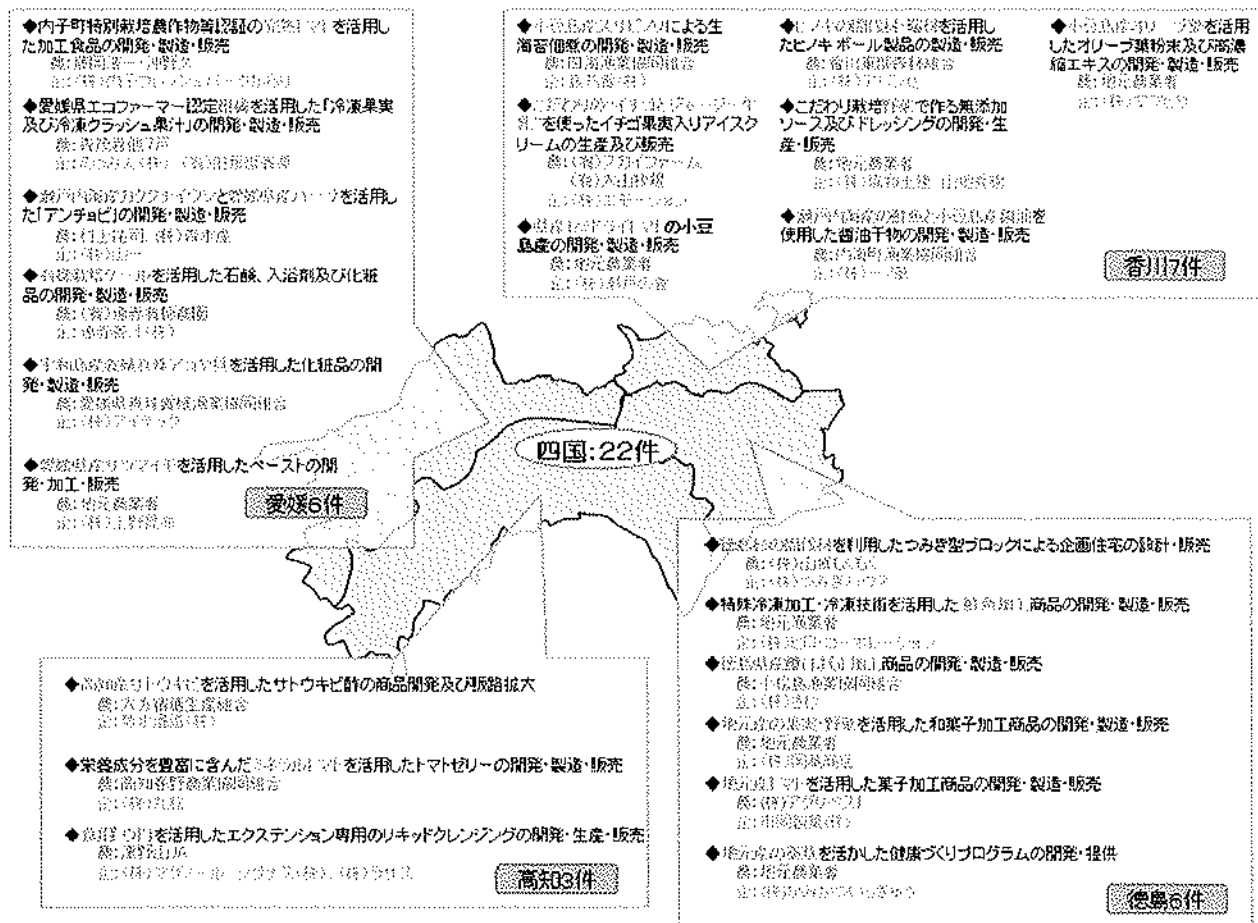
このような取組の結果、平成21年度（2009年度）に事業者から申請のあった「農商工等連携事業計画」の認定件数は26件であり、地域活性化に向けた意欲的な取組がなされています（図Ⅱ-2-14、図Ⅱ-2-15）。

今後は、農林水産サイドへの継続的な啓発活動、企業型農業経営の育成及び「事業化リーダー」の発掘・育成のための取り組みを進め、農商工等連携による地域経済の活性化を推進します。

図Ⅱ-2-14 農商工等連携事業計画認定（中国）（2009年度まで）



図Ⅱ-2-15 農商工等連携事業計画認定（四国）（2009年度まで）



資料：中国四国農政局食品課作成

イ 中小企業地域産業資源活用事業の推進

各地域の「強み」である農林水産物等の地域産業資源を活用した中小企業の新商品や新サービスの開発と市場化を総合的に支援する「中小企業地域産業資源活用事業」が、平成 19 年度(2007 年度)にスタートしました。この制度により、各県ごとに指定された地域産業資源を活用した事業計画の認定を受けた事業者は、新商品開発や販路開拓等に対する補助、低金利融資や税制の特例措置が受けられるようになりました。

平成 21 年度(2009 年度)に事業者から申請のあった農林水産物及び加工食品に係る「地域産業資源活用事業計画」の認定件数は 31 件あり、地域活性化に向けた意欲的な取り組みがなされています(図Ⅱ-2-16)。

今後は、中小企業施策のノウハウ等を有効に活用し、農業の企業化や新たなアグリビジネスに繋がるよう、食料産業クラスター形成や農商工等連携と一体的な取組を進め、農業も含めた地域経済の活性化を推進します。

図II-2-16 地域産業資源活用事業計画認定（2009年度まで）

中小企業地域資源活用促進法に基づく認定計画一覧（農林水産品関係） 中国

2010年2月26日現在



中小企業地域資源活用促進法に基づく認定計画一覧（農林水産品関係） 四国



資料：中国四国農政局食品課作成

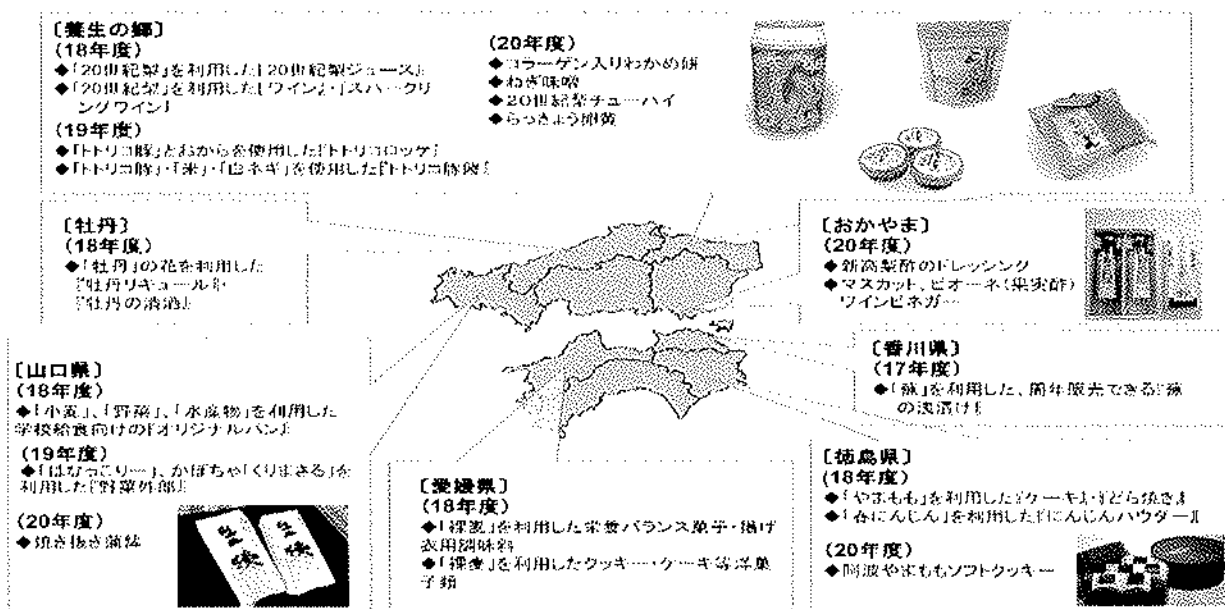
ウ 食料産業クラスターの形成の推進

平成 17 年度(2005 年度)から、地域の食材、人材、技術等の資源を効果的に結び付け、新たな食品、販路、地域ブランドを創出する食料産業クラスターの形成を推進しています。

これまでの成果としては、管内全県でクラスター協議会が設立され産学官連携による体制が整い、さらに地域の農産物を使った新商品 36 品が開発されるなど、クラスターの推進に向けた動きが定着しました(図Ⅱ-2-17)。

今後は、さらに各地域の特色のある農林水産物を活用した商品開発を支援することで事業推進の加速化を図り、農業や関連産業を含めた地域全体としての「産業興し」に繋がるよう推進する必要があります。

図Ⅱ-2-17 食料産業クラスター事業による開発商品



資料：中国四国農政局食品課作成

エ 食農連携促進施設整備事業の実施

食農連携促進施設整備事業(補正予算)において、農業者と食品産業事業者が安定的取引関係を確認し、地域の資源である農産物を活用した新商品等の事業化を促進するため、食品の加工・販売のために必要な施設整備を支援しており、23 地区で事業を実施しました。